

決 算 審 査 特 別 委 員 會

口 頭 指 摘 事 項 (案)

令和2年12月16日

令和元年度決算に係る指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 いじめ防止対策推進事業について (教育委員会)
- 2 ひとり親家庭の支援について (子育て・人財局)
- 3 サイバー犯罪への対応について (警察本部)
- 4 移住定住対策の推進について (交流人口拡大本部)
- 5 空き家対策の推進について (地域づくり推進部)
- 6 建設産業の就労環境改善について (県土整備部)
- 7 鳥取港ポートパーク（千代地区）のあり方について (県土整備部)
- 8 工業用水道事業について (企業局)

決算審査特別委員会 口頭指摘

(令和2年12月16日)

決算審査特別委員会において令和元年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

第1点目は、いじめ防止対策推進事業について あります。

鳥取県内におけるいじめ認知件数は、年々増加し、令和元年度においては、小学校の場合、平成27年度の約6倍となっております。

認知件数が増加していることは、児童生徒間の些細なトラブルなど、これまで表面化していなかつたいじめの芽や兆候を積極的に認知することを進めている結果であり、いじめ事案への早期対応、解決につながっていると考えられます。

一方、いじめ事案への対応については、各学校で抱え込んでしまう場合や市町村教育委員会との連携が不十分な場合があり、初期対応、解決が遅れてしまう事例も見受けられます。

いじめ・不登校総合対策センターでは、いじめの情報を受けてから、市町村教育委員会や学校と連携を図りつつ、解決に向けて対応しているところではありますが、各学校や教職員がいじめ事案を抱え込まないよう、学校内での教職員研修を充実させるなど、今まで以上にいじめ対応の周知徹底を図るとともに、市町村教育委員会を含めた連携、相談しやすい体制を構築すべきであります。

また、教職員が把握しづらいSNSなどによるいじめ事例も増加しています。いじめに対する問題意識といじめを発見した時の解決策について、児童生徒が考えて行動ができるよう教育課題として取り組む必要があります。こうした対応について、学校現場が取り組む際の後押しとなる支援を検討すべきであります。

第2点目は、ひとり親家庭の支援について あります。

平成30年度実施の「鳥取県ひとり親家庭等実態調査」の調査結果では、ひとり親家庭の児童等を対象とした学習支援事業を行っていることを知っている

割合が回答者の 25%、そのうち利用したことがある割合が 30.2% と、事業の周知等が不足している状況であります。

また、県内で支援対象となるひとり親家庭の児童等がどれだけいるのか、そのうちどれだけの対象者に支援が届いているか現状把握ができていない実態もあります。

まずは、地域の実情を把握している市町村と連携し、支援対象数及び支援状況の把握に努めるべきであります。

なお、学習支援としては、福祉部門の「生活困窮世帯等学習支援事業」、教育委員会の「地域学校協働活動推進事業（地域未来塾、放課後子供教室）」といった類似事業があり、特に生活困窮世帯等とひとり親世帯は対象者が重なったり、事業目的も共通するため、お互い連携して合同で行っている市町村もあることから、県から情報提供を行うなど、市町村間で情報の共有を促し、適切な支援につながるよう検討すべきであります。

第3点目は、サイバー犯罪への対応について であります。

本県の令和元年におけるサイバー犯罪検挙件数は 51 件と過去最多となりました。また、サイバー関連相談件数は平成 23 年に 580 件であったものが令和元年には 1,160 件となるなど、近年高止まりしている現状にあるとともに、犯罪の手口の巧妙化が進んでいます。

警察本部では、鳥取県サイバーセキュリティ対策ネットワークや金融機関との協定など産学官連携の推進による犯罪抑止対策を進めていますが、サイバー空間における脅威が深刻化する中、これらの取組が確実に被害抑止・拡大防止につながっていく必要があります。

については、警察本部公式フェイスブックやあんしんトリピーメール等を活用した県民に対する分かりやすい情報発信を強化するとともに、産学官連携の取組の成果が、県民一人ひとりの意識啓発等、具体的な防犯行動に結びつくような効果的な取組を進めるべきであります。

第4点目は、移住定住対策の推進について であります。

平成 29 年度決算に係る決算審査特別委員会における文書指摘を受け、本県への移住者の県内定着率を調査したところ、平成 26 年度移住者は 70.3%、平成 27 年度は 65.3% であるとの結果が明らかになりました。

他県で同様の調査を行っているのは数県のみですが、県施策の有効性を客観的に判断できる指標の一つとして、今後も定期的な調査を実施すべきあります。

併せて、全国的に地方創生の取組が本格化するとともに、コロナ禍で地方での暮らしに関心が高まる中、移住者獲得に向けた自治体間の競争がさらに激しさを増すとみられています。移住者の約3割が結果的に本県に定着しなかった理由について、その事例を市町村等関係機関とともに丁寧に検証・共有し、移住後のフォローアップも含めた今後の施策展開に反映させるべきであります。

第5点目は、空き家対策の推進について あります。

総務省の住宅・土地統計調査によると、平成30年度における県内の空き家数（39,900戸）及び空き家率（15.5%）はいずれも過去最高となっており、増加傾向にあります。

空き家問題は一義的に市町村が主体となって対処すべき課題ですが、県としても実態調査や老朽危険空き家等の除却支援など、その取組を側面的にサポートしているところです。

一方、空き家利活用については、所有者が利活用そのものに消極的である場合や、適切に管理しないため老朽化を進行させてしまう場合などが少なくなく、その機運は未だ県内に広がっていないと考えます。

については、とっとり空き家利活用推進協議会や市町村等との連携を深め、地域において空き家利活用に対する理解促進に取り組む団体・人材の育成を強化すべきであります。

第6点目は、建設産業の就労環境改善について あります。

県土の強靭化を実現する上で、建設産業が担う役割は非常に大きいものがありますが、平成29年の従事者における55歳以上の割合は41.6%、29歳以下は7.8%となっており、高齢化の進展と若手入職者の減少傾向に歯止めがかかっていません。

県では、業界が行う魅力発信や高校生のインターンシップ受入、入職者のスキルアップ等に対する支援を行っていますが、将来にわたって担い手を確保し、本県の基盤整備を支える持続可能な産業となるためには、平成26年の担い手三法、令和元年の新担い手三法の趣旨を踏まえた働き方改革、元請下請関係の適

正化等が必要不可欠であります。

については、県としても業界団体等と連携し、労働環境の改善や元請下請関係の適正化に向けた実効性のある制度設計とその運用のあり方を不斷に検討し続けるべきであります。

第7点目は、鳥取港ポートパーク（千代地区）のあり方について であります。

鳥取港ポートパークは平成11年に賀露地区、平成16年に千代地区が整備されましたが、令和元年の賀露地区利用率が90%を超えているのに対して、千代地区では35%にとどまっています。

県では平成23年に利用者の声を踏まえて千代地区の使用料の値下げを行うなど、利用促進に取り組んできましたが、その効果は限定的であり、県有資産を有効に活用できているとは言えないのが実情であります。

については、鳥取港周辺及び湖山川周辺の不法係留船対策として整備した経緯も踏まえ、不法係留船所有者に対する当該ポートパークへの移動の働きかけを強めるとともに、利用者ニーズへの対応や県外でのPR強化、境港公共マリーナとの連携に機動的に取り組むべきであります。

併せて、今後の施設更新時期を見据え、改修の可否や施設規模の適正化を含めた管理運営のあり方について、検討に着手すべきであります。

第8点目は、工業用水道事業について であります。

企業局では、各事業実施に係る財源確保のため企業債が発行されていますが、この企業債に係る未償還残高は、令和元年度末で、日野川地区工業用水道事業は約14億円、鳥取地区工業用水道事業は約28億円にも上っています。

さらに、殿ダム建設時における経緯を踏まえて、現在も一般会計から毎年度3億円程度の出資を受けており、かつ長期借入金の計画的な償還が滞るなどの経営体質については、引き続き改善に向けて一層の努力が必要であります。

そのためには、新規に開始する和田浜工業団地への給水を機に、工業用水への切替メリットを具体的に提示しながら、同団地や既存の工業団地、さらには配管沿線で、ある程度の水量が必要な事業所等に対して、より積極的な需要開拓を展開して新規顧客の獲得を図るべきであります。

また、令和3年度に予定されている工業用水道管路の非破壊検査の結果を踏

まえ、漏水箇所の現状をしっかりと把握した上で、計画的な管路の補修等による長寿命化を図りつつ、長期的な視点で経営改善を図るべきであります。

さらには、平成 26 年度から 29 年度にかけて、当委員会では、一般会計からの財政支援が行われるべきと指摘しましたが、近年の技術革新のため、大量に水を使用する時代は過ぎつつもあり、更なる改善を図るために、他の経営手法の調査や関係自治体との意見交換等を通じ、将来にわたり工業用水の安定供給を実現できる方策について検討していくべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。